

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川越市：圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区）についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【川越市：圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区】

本地区は、川越市の西端にあり、鶴ヶ島市域にある圏央鶴ヶ島インターチェンジの南約 0.8km の市街化調整区域（容積率 200%/建ぺい率 60%）に位置する地区です。

II. 変更理由

【川越市：圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区】

本地区は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区の産業拠点形成に合わせ、建築物の不燃化を促進することにより地区の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、準防火地域を指定するものです。

III. 変更内容

【川越市：圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区】

本地区は現在、防火地域及び準防火地域の指定はありません。市街化調整区域の地区計画の決定に併せ、災害に強いまちづくりを推進するため、約 5.6ha の準防火地域を指定します。

新		旧	
種 類	面 積	種 類	面 積
準防火地域	約 5.6ha	—	約 5.6ha
合 計	約 5.6ha	合 計	約 5.6ha

IV. 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・地区計画（川越市決定）